

2018年8月21日

内閣府防災担当大臣 小比木 八郎 殿

要 望 書

日本共産党滋賀県委員会 委員長 石黒 良治
同国民運動本部長 佐藤 耕平
日本共産党滋賀県地方議員団
団長・滋賀県議会議員 節木三千代

政府におかれましては、国民の暮らしと福祉を守るために、ご努力いただいていることに敬意を表します。下記の内容について、ぜひ実現していただきませうよう強く要望します。

記

1. 6月29日滋賀県米原市で発生した竜巻被害は、8人が軽傷・85棟が被害にあい、うち46棟は屋根が飛ばされるなど一瞬にして建物の主要な構造部分が被害を受けた。調査によると、同市朝日・夫馬・北方など南北約2.5キロの範囲で被害が広がっている。ところが災害救助法における「住宅被害：1号基準」は、「一定数の被害」がないと適用されない仕組みになっている。しかし被害は甚大である。「竜巻」のメカニズム・特性からみても、局地的な被害であっても、その被害の実態に即して、災害救助法の対象とするよう配慮されたい。

以上